

# (独)農林漁業信用基金の抵当権設定登記等の税率の軽減 《登録免許税》

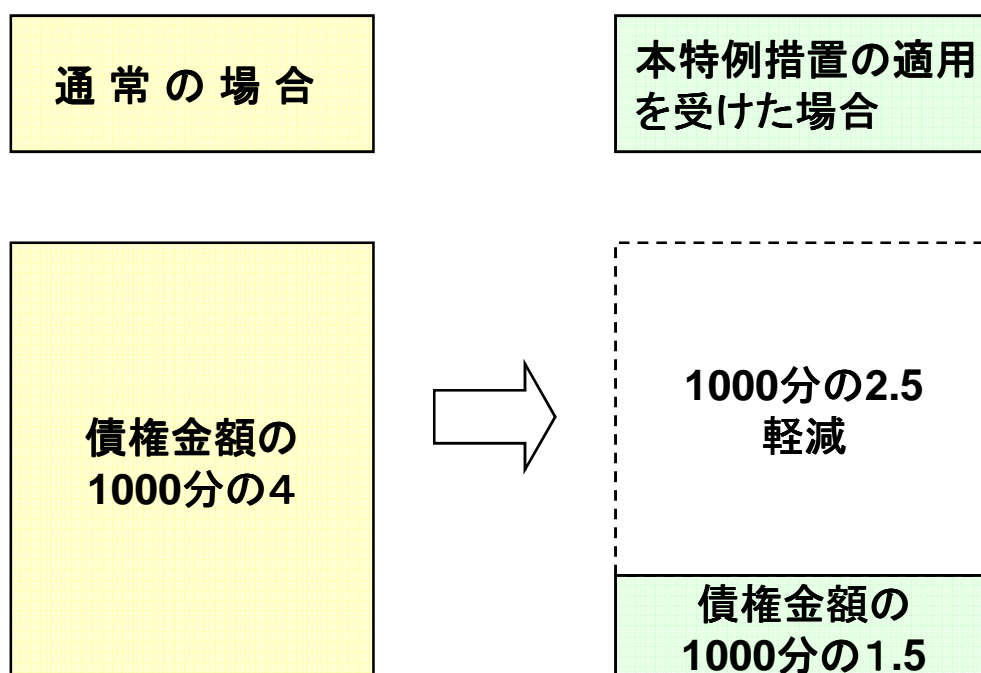
## 1. 特例の対象者

(独)農林漁業信用基金(以下「信用基金」という)の保証を受けるため、不動産担保に係る抵当権の設定登記を行う林業者等。

## 2. 特例の内容

通常、抵当権の設定登記をする場合には、債権金額(課税標準)に対して1000分の4(税率)の登録免許税が課税されますが、林業者等が信用基金の保証を受けるため、信用基金を抵当権者として設定する登記については、税率が1000分の1.5になります。

なお、信用基金の保証を受けるための抵当権の設定であっても、金融機関を抵当権者とする登記、代位弁済があった場合に信用基金に抵当権を移転する場合の登記は、この特例の対象にはなりません。



※ 適用期限 平成25年3月31日まで

### 3. 特例の効果


本特例措置は、林業者等が信用基金の保証により経営改善に必要な資金を融資機関から借り入れる際に、保証開始年度の経費負担を軽減するものです。

〈例示〉

5000万円の保証(貸付)を受けるため、不動産担保(土地)に同額の抵当権を設定し、登記をする場合。

〈通常の税額〉  
 $5000\text{万円} \times 4 / 1000$   
 $= 20\text{万円}$

〈特例措置による税額〉  
 $5000\text{万円} \times 1.5 / 1000$   
 $= 7.5\text{万円}$

5000万円の抵当権設定登記の場合、本特例措置により、  
  
 $20\text{万円} - 7.5\text{万円} = \underline{12.5\text{万円の効果}}$

お問い合わせ先	林野庁企画課 林業信用保証班 (代表)03-3502-8111 (ダイヤルイン)03-3502-8037
---------	---